

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について

安倍内閣の発足後、政府・日銀においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」が進められ、我が国の景気は緩やかな回復基調が続いている。

しかし、特に、中小企業や小規模企業者は、まだアベノミクスの効果を十分に実感できていない状況にある。また、米国の保護主義的な経済政策運営や新興国経済の行方、英国のEU離脱交渉の展開など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動について引き続き留意する必要がある。

また、2019年10月に消費税・地方消費税の8%から10%への引き上げ時には、国内の消費が冷え込み、地域の経済・雇用に大きな打撃を与える恐れがある。

こうした中、我が国が、デフレからの完全な脱却と持続的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な金融・為替政策、経済対策、規制改革、地方分権及び将来の不安払拭に資する構造改革の加速化が必要である。

政府・日銀においては、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視しつつ、「量」・「質」・「金利」の3つの次元での金融緩和措置の継続など、思い切った金融・為替政策を実施するとともに、名目GDPを高めることを目指した日本の稼ぐ力の回復に向けた政策対応を検討・実施すること。

政府においては、地方創生と持続的な経済成長を実現するため、「国家戦略特区」による「岩盤規制」の改革及び高い経済効果が認められる特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。また、民間事業者等が活用しやすい大胆な規制改革、税制の優遇措置、地域独自の取組ができるよう一層の地方への権限移譲などを講じること。

2 地域経済の活性化について

- (1) 地方産業競争力協議会における議論を適切に国の政策に反映させるとともに、国の経済財政諮問会議や未来投資会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2) 総合特区の取組の中には、農林水産、環境など個別の分野を超える事業があるため、内閣府が総合調整機能を発揮し、区域指定を受けた地域の事業主体に直接

財政支援する枠組みを構築すること。また、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化のため、法人税軽減の適用対象設備等について取得価額の下限額を引き下げ、対象範囲を拡大すること。地域活性化総合特区についても、企業投資を呼び込み、就業の場を創出するため、法人税について軽減すること。

- (3) 電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する道筋を明確にすること。

また、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修、建築物の省エネ改修等に対する支援を強化すること。

- (4) 産業活動におけるサプライチェーン寸断のリスク軽減や国土の均衡的発展を図る観点から、地方の条件不利地域への産業再配置を促進するとともに、国際競争を勝ち抜くため、ポテンシャルを有する地方発の先端的研究開発に対し支援措置を強化すること。

3 中小企業の振興について

- (1) 依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経済環境を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業・小規模事業者が利用しやすいよう充実するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

また、経済情勢を踏まえたセーフティネット保証5号の認定要件や地域の実情を踏まえた業種指定の随時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導により、金融のセーフティネットに万全を期すこと。

- (2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善につなげる観点から保証料率・保険料率のあり方を検討すること。

- (3) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実するとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

加えて、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」については、当初予算で措置するなど継続して予算を確保すること。

また、現在の金利情勢では運用益が減少することが見込まれることから、中小企業による地域資源を活用した新事業展開（地域活性化・農商工連携）を支援する地域中小企業応援ファンドについて、柔軟な対応が行えるよう機能を拡充すること。

（４）小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。また、施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じるに当たっては、地域の実情に即し、都道府県の意見をしっかりと反映させるとともに、都道府県が行う小規模事業者支援策との整合を図るなど、地方と十分に連携を図ること。

（５）「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき商工会及び商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されるものであることから、都道府県知事が実施できるよう検討を進めるとともに事務移譲の際には事務に係る人件費及び事務費についても財政措置を行うこと。

また、経営発達支援事業の実施に伴い必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。

（６）中小企業高度化資金（高度化事業）について、社会・経済状況の変化等の特別な事情により、経営の責任をやむを得ず負っている連帯保証人等が再チャレンジの機会を阻まれている現状もあることから、金融機関保証の利用促進などの仕組みづくりを行うことにより、連帯保証人等に頼らない制度運用に取り組むとともに、既往貸付により過大な負担を負っている連帯保証人等に対する対策を講じること。

（７）内閣府予算に基づき、各地域で拠点整備がなされている「プロフェッショナル人材戦略拠点事業（従来事業）」については、平成２９年度より「地方創生推進交付金」（予算措置１／２）の対象事業とされているが、国の委託事業として始まったという経緯を踏まえ、国において、全額財政措置を行うこと。

（８）中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、経営革新計画承認企業に対する支援措置をより一層充実すること。

- (9) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継ネットワークの取組や専門家派遣への助成、個人事業者の事業用資産にかかる負担軽減措置等の税制の拡充など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させること。また、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、一層の浸透・定着を図ること。

4 雇用対策の推進について

- (1) 地方が地域の実情に応じて、良質で安定した雇用を創出するためのプロジェクトや多様な人づくり、柔軟な働き方の推進に積極的に取り組めるよう、自由度の高い新たな交付金の創設や、海外からの需要を取り込み、雇用を創出する事業を対象とするといった内容の拡充など支援を充実させること。

また、地域の雇用状況に応じた雇用対策を進めることができるよう地域への支援施策を充実すること。

- (2) 中小企業と若者の間における雇用のミスマッチ解消に向けた取組の推進など、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。

また、新入社員や企業に対する定着支援も充実すること。

- (3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。

特に地域若者サポートステーション事業については、安定的な支援体制が確保できる財政措置を行うこと。

- (4) 中高年層の無業者やひとり親家庭等が経済的困窮に至らないようにするため、親族支援も希薄となる中高年層に対する重点的な就労支援策ならびに就労訓練修了者やひとり親の雇用・就労支援に積極的な企業に対する税制上の優遇措置、各種助成金や就労支援制度の拡充等により、就労支援を強化すること。

- (5) 労働移動支援型への政策転換に当たり、雇用調整助成金など雇用の維持・安定政策の後退による失業者が生じないように措置するほか、十分な再就職支援策を講ずるとともに、地域の雇用の場を確保する施策の充実を図ること。

また、雇用制度改革等の検討に当たっては、未だ厳しい経営環境にある中小企業が多く、就業者を取り巻く環境も厳しい状況にある地域の実情に十分配慮し、雇用環境の改善を推進すること。

- (6) 離職者向け職業訓練については、離職者や地域のニーズに対応し、特に人手不足が生じている職種や中小企業が必要な人材を確保するためにも、委託単価の設定や就職目標等について弾力的運用を図ること。
- (7) 企業における長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、専門人材の確保をはじめとする企業の主体的取組への支援など、働き方改革と、その前提となる経営基盤強化に向けて、企業が取り組みやすい環境を整備すること。
- (8) 非正規労働者の正規雇用化や、有期契約労働者の無期転換が円滑に進むよう対策を講じるとともに、同一労働同一賃金の実現などの処遇改善策の充実を図ること。
併せて、労働者の状況に応じた、多様な勤務形態を選択できるよう環境整備を行うこと。
- (9) 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心して希望をもって、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用等女性の活躍につなげるための施策の充実を図ること。
- (10) 65歳以上の高齢者の多様な就業機会の確保や70歳まで働ける企業の拡大のための施策を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- (11) 企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発や障害者の就労・職場定着を支援する体制の強化や人材の育成、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等（調整金、報奨金の基準緩和等）により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。
また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。

- (12) 都道府県が実施している技能検定制度や中小企業等の人材育成を支援する認定職業訓練制度など、技能の振興や継承に対する施策が充実できるよう支援策の拡大を図ること。
- (13) 国においては、証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進している。統計調査結果は地域経済情勢を把握するための証拠として重要なものであるが、「毎月勤労統計調査」において、調査対象事業所の入替の結果、調査結果が入替前までの数値と著しい段差を示すなど、時系列比較に支障が生じているため、調査方法の改善や調査結果の分析における工夫等の対応を図ること。